

底びき網漁業におけるあかがれい・ずわいがにの資源管理

1. 資源管理措置の概略

○公的管理(漁獲可能量、許可隻数等)と自主的管理(休漁、サインズ等採捕制限等)の組み合わせによる資源管理(共同管理)

公的管理措置

- <特徴>
- ・漁業種類・資源に共通する基本的な措置
- ・比較的長期の継続的な措置
- ・法的な遵守義務を伴う措置

○数量規制

- ・ズワイガニ漁獲可能量(TAC)
令和7年漁期TAC 3,700トン

○許可隻数(令和7年8月末許認可数)

- 大臣許可 沖底121隻
- 知事許可 小底175隻

○操業期間

(1)カニ漁期

- オスガニ 11月6日～翌年3月20日
- メスガニ 11月6日～翌年1月20日

(2)沖底・小底操業期間

- 鋸崎以東 9月1日～翌年6月30日
- 鋸崎以西 9月1日～翌年5月31日

○操業区域

○甲幅・採捕制限

- オスガニ 甲幅9cm未満の採捕禁止
- メスガニ 腹節内側に卵を有しないものの採捕禁止

○漁具制限

- 沖底の網口開口板の使用禁止

※その他

- アカガレイ: 改正漁業法に基づく資源管理に向け検討中
(参考)資源管理基本方針別紙3-22

【語句】

- カタガニ：オスガニのうち最終脱皮後、1年以上経過
⇒ 商品価値高い
- ミズガニ：オスガニのうち最終脱皮（9月頃）後、1年未満（殻が柔らかい）
- アカコ：産卵（抱卵）後間もなく（数ヶ月経過）、卵の色がオレンジ色
⇒ 孵化が近づくと茶黒色に変化（クロコ）
- マンジュウガニ：最終脱皮に至っていない未成熟のメスガニ

自主的管理措置

- <特徴>
- ・資源や漁業、地域の実態に即した措置
- ・必要に応じて柔軟に導入する措置
- ・漁業者が自主的に行う管理、相互監視を伴う措置

日本海西部地域共通

○採捕期間の短縮

オスガニ

- ・カタガニ 公的管理措置と同じ
- ・ミズガニ 2月1日～2月20日
(又は2月19日～3月20日)

メスガニ

- 11月6日～12月31日
* 実態としてカニ漁期末に他魚種操業へシフト

○採捕制限

- ・メスガニのうちアカコ・マンジュウガニは採捕禁止
- ・メスガニ、ミズガニの採捕尾数を航海区分(日帰り船、1晩泊船、1航海船)ごとに制限

府県単位の取組例

○採捕期間の短縮

- ミズガニ 2月1日～2月20日/2月19日～3月20日
- メスガニ 11月6日～12月29日

○採捕制限

- メスガニ、ミズガニの航海区分ごとの採捕尾数制限の強化

○甲幅制限の拡大

- オスガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
- ミズガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
- メスガニ 甲幅7.0cm未満の採捕禁止

○保護区の設定

- 保護区(保護礁内、保護礁周辺等)での周年・期間操業禁止

○水深帯規制

- 一定の水深帯での操業を制限することで漁獲対象外のズワイガニや小型魚の混獲を回避

○ミズガニの採捕自粛

○網目規制等

- 小型魚保護のための網目拡大や漁期外のズワイガニの混獲回避のための改良網の導入

○休漁日の設定

○アカガレイ未成魚の採捕制限

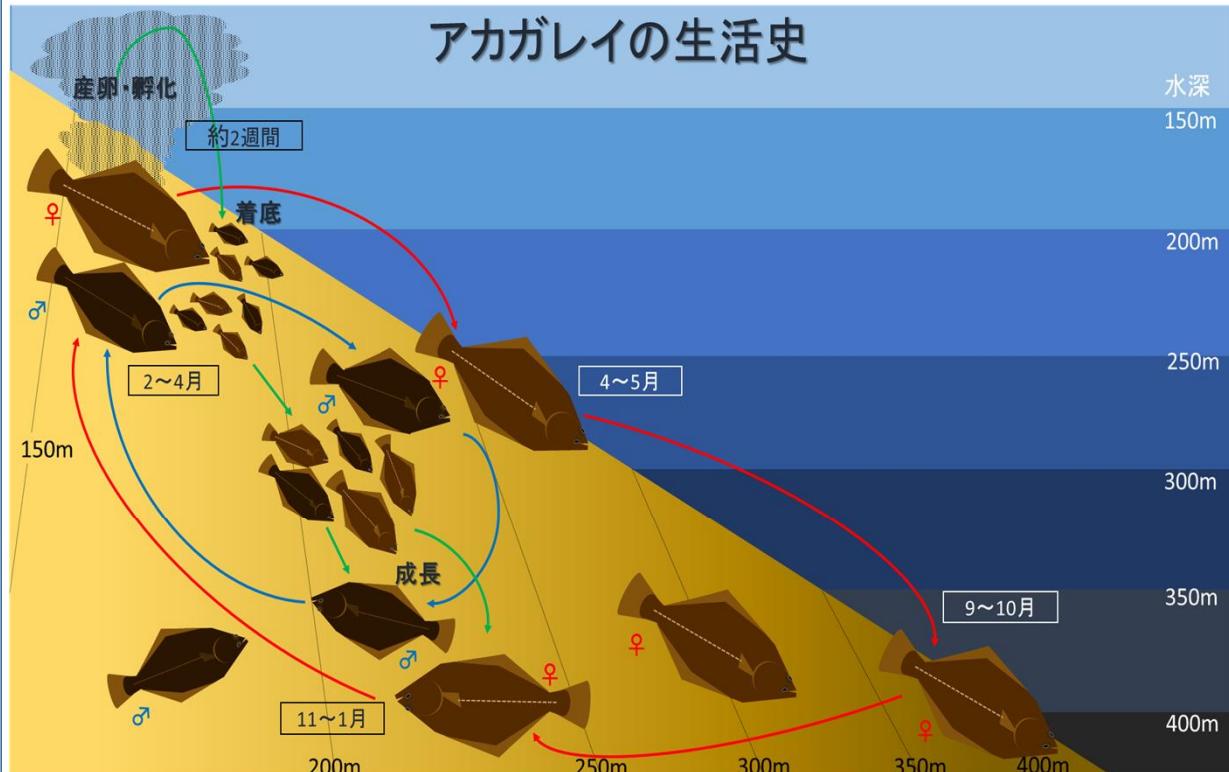
- 全長18-20cm未満のアカガレイの海中還元

2. 生物特性に応じた自主的な資源管理の取組

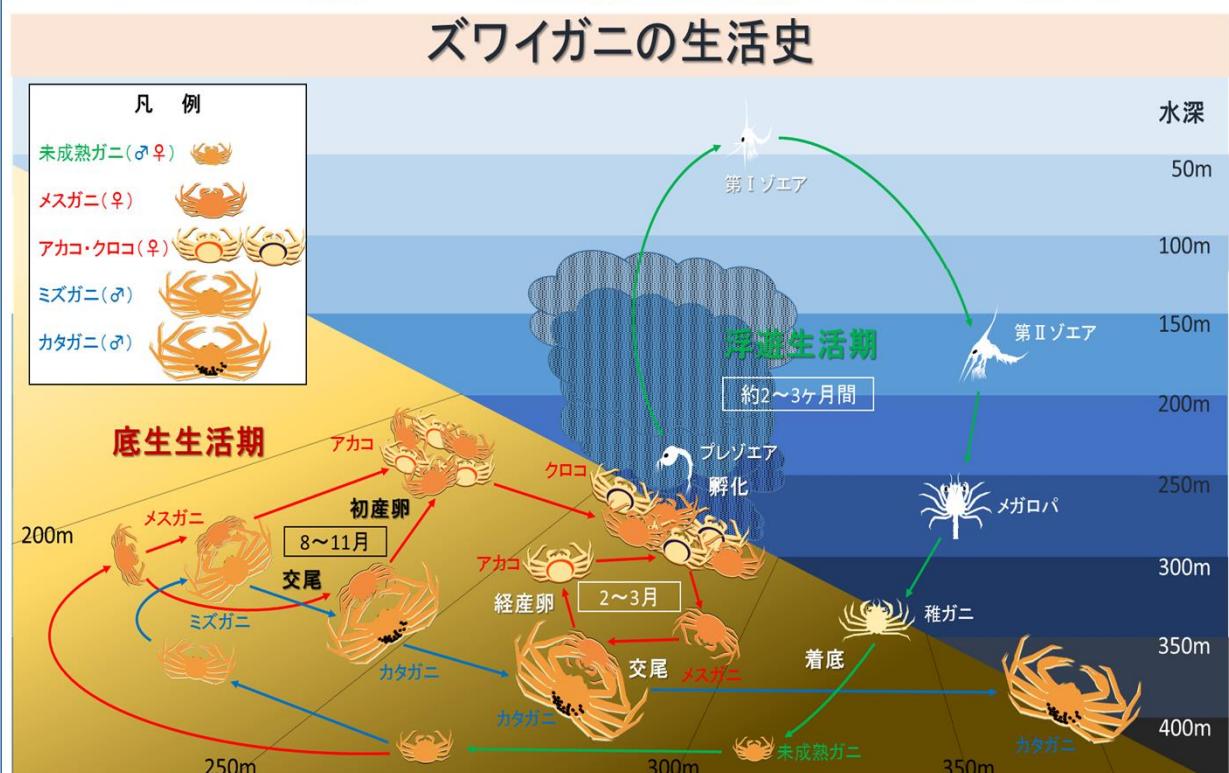
- ・一定の定着性がある魚種
- ・成長段階で分布水深が異なる魚種

→ 保護(禁漁)区の設定
→ 水深帯規制

生活史と分布水深のイメージ



- ・小型個体(未成魚、成魚オス)は浅場に周年分布
- ・大型個体(成魚メス)は春に浅場に分布、その後、深場へ移動
- ・11月頃から成魚メスは浅場へ移動、2月頃から浅場で産卵



- ・オスガニ(カタガニ)は浅場から深場にかけて広く分布・移動
- ・未成熟ガニは比較的浅場へ移動・分布
- ・秋と春に水深250m前後で交尾(秋の初産卵は若いメスガニのみ)
- ・交尾後、直ぐに産卵(秋は初産卵のみ、冬は経産卵のみ)
- ・初産卵1年半後、経産卵1年後の春に幼生が孵化
- ・着底後の稚ガニは、成長とともに浅場へ移動

【注意】分布水深と分布時期は、生息海域によって異なる。

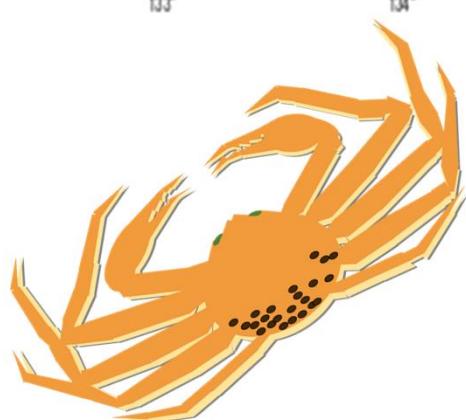
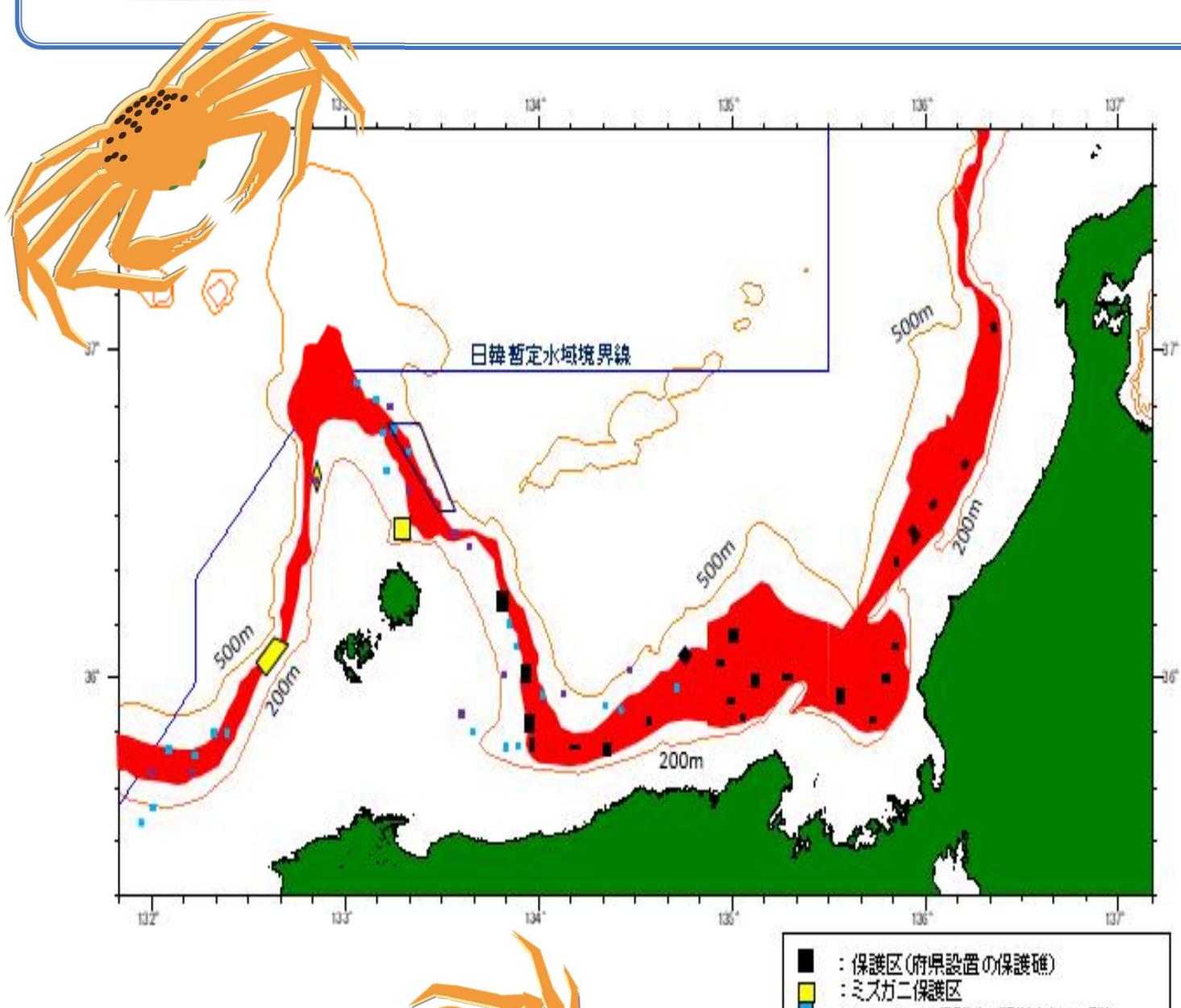
参考資料:資源研資源評価、今攸(1980)ズワイガニの生活史に関する研究、島根水試研報、京都府海洋センターホームページ、季報等

2-1. 保護区の設定等

- 漁業者が自主的に保護区を設定
- 府県及び国による保護礁の設置

→ 保護礁が障害となり操業できなくなることによって、透明性・実行性の高い資源保護が可能となり、増殖効果が期待される。

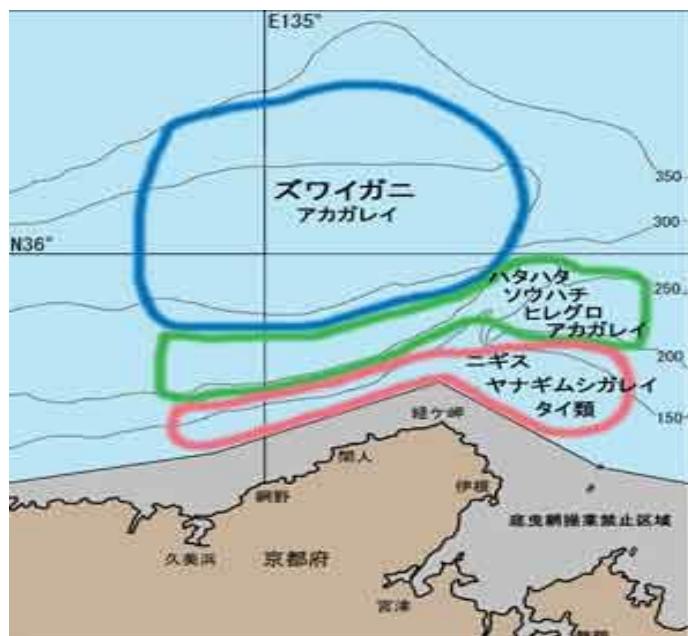
→ 保護区・保護礁の周りに滲み出す資源の持続的利用が確保される。



2-2. 水深帯規制(ズワイガニ漁期外)

- 漁業者が自主的に一定水深帯での操業を規制
 - ⇒ ズワイガニやアカガレイの未成魚・成魚オスの混獲を回避
 - ⇒ 漁期外におけるズワイガニの混獲死亡を低減

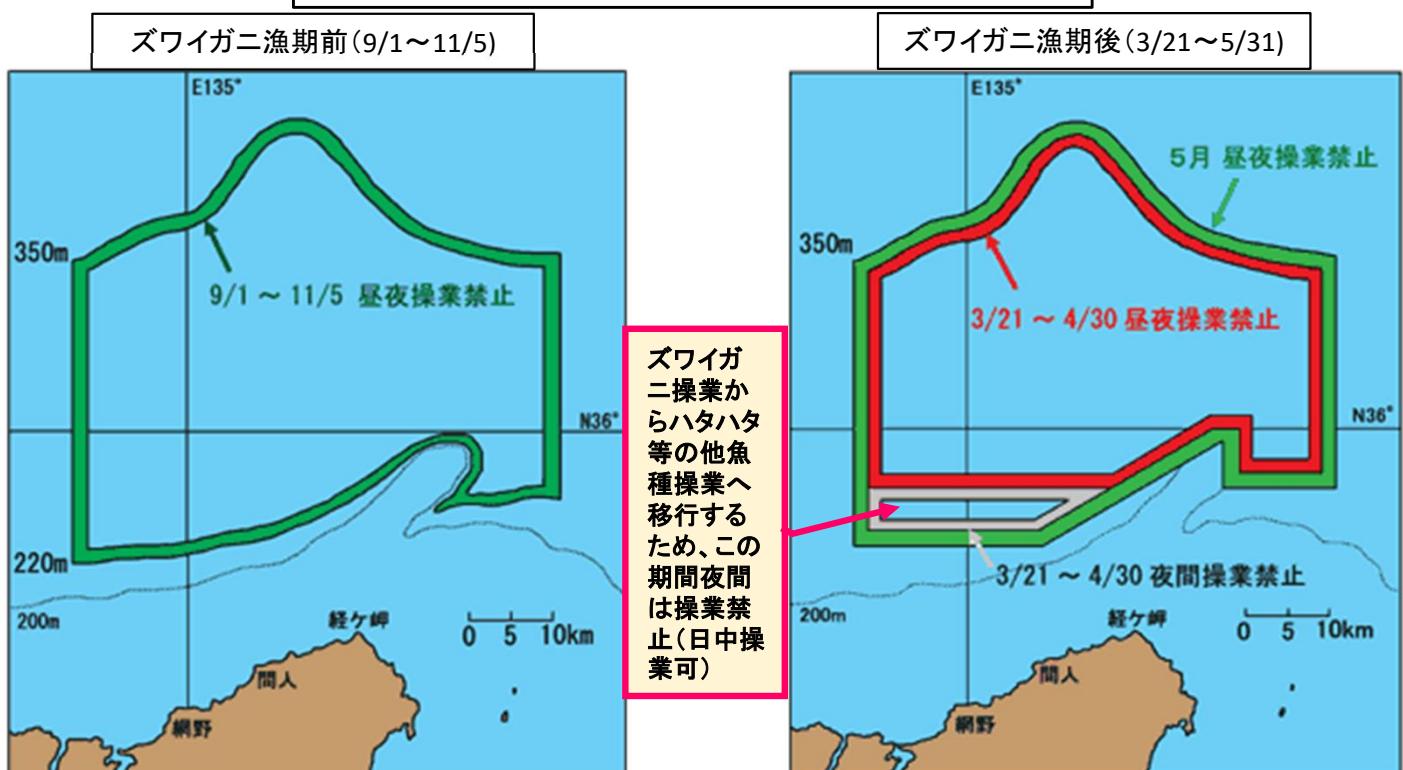
底びき網漁業の漁場と水深帯規制のイメージ(京都府沖合の例)



<京都府沖合の漁場のイメージ>

- ・陸側から、水深200mまでの海域が「ニギス、ヤナギムシガレイ、タイ類」の漁場(ピンク色囲み部)
- ・次に、水深250mまでの海域が「ハタハタ、ソウハチ、ヒレグロ、アカガレイ」の漁場(緑色囲み部)
- ・最後に、水深350mまでの海域が「ズワイガニ、アカガレイ」の漁場(青色囲み部)

ズワイガニ漁期外の220~350m水深帯規制の例



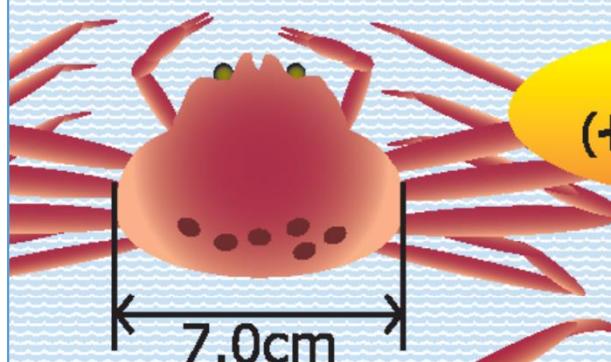
3. 自主規制遵守に向けた取組事例

漁業者自らが実施する甲幅規制の遵守に向けた取組 (全底連、兵庫・鳥取県底曳網漁業協会)

①卸売業者、仲買加工業者等の市場関係者に
向けて両県沖底漁業者が取り組む甲幅規制の
周知を目的としたポスターを作成

ズワイガニの甲幅規制にご協力ください！

我々沖合底びき網漁船は、
以下のサイズより小さいものは漁獲しません！



メスガニ
(セコガニ、親ガニ)



②両県内の市場内に掲示し、市場関係者に周知
(鳥取県内)

カタガニ
(松葉ガニ)



③全底連による履行確認(兵庫県内)



ミズガニ
(若松葉ガニ)



③全底連による履行確認(兵庫県内)



兵庫県機船底曳網漁業協会
鳥取県沖合底曳網漁業協会

画像提供：(一社)全国底曳網漁業連合会